# 地域振興・地域貢献に関する包括協定

生活協同組合ちばコープ(以下「甲」という。)と千葉県(以下「乙」という。)は、千葉県の地域の活性化に資するため、地域振興・地域貢献に関し次のとおり協定を締結する。

# (趣旨)

第1条 この協定は、「千葉県中小企業の振興に関する条例」第7条の規定及び乙が策定した 「商業者の地域貢献に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を踏ま え、甲乙相互の緊密な連携と協力により、地域振興・地域貢献に取り組むための基本 的な事項を定める。

### (甲の役割)

- 第2条 甲は、ガイドラインを尊重し、次に掲げる事項について、千葉県内の各事業所で積極的な地域貢献に努める。
  - (1) 地域との連携促進、各種事業への協力・参加に関すること。
  - (2) 千産千消、県内産品の普及への協力に関すること。
  - (3) 安全・安心なまちづくり・くらしづくりに関すること。
  - (4) 人・地域のネットワークづくりに関すること。
  - (5) 地域防災への協力に関すること。
  - (6) 環境対策、リサイクルの推進に関すること。
  - (7) 地域福祉、少子高齢化対応に関すること。
  - (8) 青少年健全育成、職場体験学習機会の提供に関すること。
  - (9) 地域雇用に関すること。
  - (10)観光振興への協力に関すること。
  - (11)健康づくりへの協力に関すること。

# (乙の役割)

第3条 乙は、甲の前条の取り組みについて、積極的な情報発信、関係機関との調整等を通 じ、甲の円滑な地域貢献活動に資するよう努める。

#### (意見交換)

第4条 前2条の取り組みを効果的に推進するため、甲と乙は定期的に意見交換を行う。

## (総合窓口)

第5条 この協定に関する総合窓口は、以下のとおりとする。

甲: 広報・渉外室

乙:商工労働部経営支援課商業・大型店室

# (協定の見直し)

第6条 甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議する。

## (その他)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の定める事項について疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成22年11月4日

甲 千葉県千葉市若葉区桜木北2丁目26番30号 生活協同組合ちばコープ 代表理事 理事長 田 井 修 司

乙 千葉県千葉市中央区市場町1番1号 千葉県 千葉県知事 森 田 健 作